

## 岐阜県道路パトロール業務委託実施要領(案)

改正 平成20年4月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成22年7月1日

改正 平成23年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要領は、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路を適正に管理するため、土木事務所における業務委託によるパトロールの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務従事者)

第2条 パトロール業務従事者（以下「業務従事者」という。）は、受託者が選定した者のうちから、土木事務所長（以下「所長」という。）が承認した者とする。

2 業務従事者は以下の者を充てるものとする。

(1) 責任者

下記のいずれかの資格を有し、道路の維持管理に関する業務についての知識及び経験を有すると認められる者。

責任者	①道路管理支援士の資格を有する者
	②技術士(総合技術管理部門又は建設部門)の資格を有する者
	③一級土木施工管理技士の資格を有する者
	④RCCMの資格を有する者
	⑤社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)の資格を有する者

(2) 運転手

普通自動車運転免許（道路交通法の改正（H19.6.2 施行）により、中型自動車免許と見なされるものを含む）取得後、3年以上経過した者。

(3) 作業員

道路の維持管理に関する知識を有する者。

(パトロールの種類等)

第3条 パトロールの種類は、次のとおりとし、点検事項は別表－1に定めるとおりとする。

- (1) 通常パトロール
- (2) 夜間パトロール
- (3) 異常気象時等パトロール
- (4) 休日パトロール

(パトロールの実施)

第4条 パトロール業務は、第2条に定める業務従事者で実施するものとし、編成は責任者、運転手及び作業員の3名で構成するものとする。

2 パトロール業務は所長の指示により実施させるものとする。

3 通常パトロール業務に使用する車両は、道路交通法施行令第14条の2による道路維持作業用自動車とする。

4 パトロール業務実施中は黄色回転灯を点灯するものとする。

(業務計画書の作成)

第5条 受託者は、パトロール業務を計画的かつ効果的に実施するため、あらかじめ業務計画書を作成し、委託者に提出してその承認を得るものとする。

2 業務計画書には、次の各号に掲げる事項を記入する。

- (1) パトロールの経路
- (2) 業務従事者の氏名及び班構成
- (3) パトロール車の仕様
- (4) 緊急時の連絡方法
- (5) パトロール結果の報告要領
- (6) その他必要事項

(携行資器材等)

第6条 パトロール車には、次の各号に定める資器材等を必要に応じ積載するものとする。

- (1) カメラ（ポラロイド、デジタルカメラ等）
- (2) 無線（携帯電話、携帯無線等）
- (3) 照明器具（大型ランプ等）
- (4) 工具（スコップ、鎌、ノコギリ、つるはし、ハンマー等）

- (5) 応急措置材料（常温アスファルト、凍結防止剤、土のう袋等）
- (6) 測定器具（ポール、巻き尺等）
- (7) 保安器具（バリケード、セフティコーン、保安ロープ、赤色灯、視線誘導標、標識等）
- (8) ポータブルPC、GPSロガー、単3電池
- (9) 書類・図面（岐阜県道路パトロール業務委託実施要領、必要に応じ、パトロール日誌、道路台帳、管内図等）
- (10) その他必要な資器材（針金、マジック、スプレー）

2 前項第5号以外の各号に掲げる資器材は、受託者が調達するものとする。

（措置）

第7条 業務従事者は、点検の結果、異常を認めた場合は、位置を確認し写真撮影するとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1) 応急措置

路面の穴ぼこ、凍結危険箇所または交通障害物をはじめ道路交通に危険を及ぼす恐れのある事態を発見したときは、直ちに現場において修繕、薬剤散布または除去等の応急措置をとること。

(2) 保安設備の設置措置

応急措置では危険要因の排除ができないような道路の崩壊、陥没、落石等交通に重大な障害を及ぼす事態、または生ずる恐れがあることを発見した場合には、直ちに現場においてバリケード、赤色灯、標識をはじめとする保安設備の設置等事故防止に必要な措置を講ずること。

なお、その場合は速やかに監督員に報告し、適切な指示を受けること。

(3) 道路工事現場における不適要因に対する措置

道路工事（承認工事及び占用工事を含む。）現場において、保安設備の不備をはじめ、道路交通の安全確保を妨げる要因を発見した場合は、直ちに監督員に報告すること。

(4) 道路関係法令違反に対する措置

道路の不法占用、その他道路関係法令に違反する行為がなされていることを発見した時は、直ちに監督員に報告すること。

(5) 上記以外で即時処理不可能な場合の措置

発見した異常箇所については、現地にカラスプレー等により位置を明示

すること。

(記録及び報告)

第8条 業務従事者は、パトロール業務中に取扱った事項の内容、措置状況等を道路パトロール管理システムに入力し、様式第1号及び様式第2号により結果を出力の上、直ちに監督員に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表－1

## パ ト ロ ー ル 点 検 事 項

種類 点検事項	通常パトロール 休日パトロール	夜間パトロール	異常気象時等 パトロール
(1)路 面	○穴ぼこ、不陸、凸凹、段差 ○土砂等の堆積、散乱 ○側溝、水路の状況 ○区画線 ○湛水、凍結、積雪の状況 ○マンホール蓋	○区画線視認の状況	○路面の陥没 ○落石、土砂崩壊  ○冠水
(2)路 肩	○舗装端部との取付け段差 ○路肩部分の土砂堆積、欠損		○路肩の欠損、決壊
(3)排水施設	○路肩、配水施設の状況		○配水施設の状況
(4)路上施設	○防護柵の状況 ○視線誘導標の状況 ○道路反射鏡の状況 ○道路標識の状況 ○道路情報板の状況 ○道路照明の状況 ○歩車道境界ブロックの損傷	○視線誘導標の反射状況 ○標識の反射状況  ○道路照明の点灯状況	○路上施設の変形、損傷
(5)切土、盛土 箇所	○ロックネット、ロックフェンス内への土砂の堆積、破損 ○法面の状況（亀裂、浮石）		○ロックネット、ロックフェンス内への土砂の堆積、破損 ○法面の状況（亀裂、崩壊）
(6)橋梁等	○高欄、継手、橋面舗装の状況		○橋梁の状況（洗掘、変形、損傷）
(7)トンネル等	○覆工（亀裂、漏水、つらら等） ○照明の状況		○覆工、杭門工の変形、損傷
(8)工事中箇所	○交通への危険の有無	○保安施設の設置、点灯状況	
(9)不法占拠及び不正使用	○不法占用 ○不正使用 ○路上放置車両		
(10)その他	○不法投棄 ○植栽樹木の状況 ○雪庇等の状況		○倒木



様式第 2 号

〇〇 土木事務所		点検年月日	
路線		箇所	
点検箇所		破損内容	
位置図		周辺図	
写真		写真	